

平成 25 年 2 月 27 日

株主及び債権者各位

(甲) 東京都千代田区麹町一丁目 6 番 2 号  
株式会社 I B J  
代表取締役社長 石坂 茂

(乙) 東京都千代田区麹町一丁目 6 番 2 号  
株式会社エスアイヤ  
代表取締役社長 船江 祥八

### 合併公告

上記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することといたしましたので公告します。

効力発生日は平成 25 年 4 月 1 日であり、甲は会社法第 796 条第 3 項、乙は同第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

- 1 . 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
- 2 . 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知下さい。
- 3 . この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。
- 4 . 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.ibjapan.jp/>

(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 平成 24 年 5 月 23 日  
掲載頁 53 頁 (号外第 112 号)

以上